

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

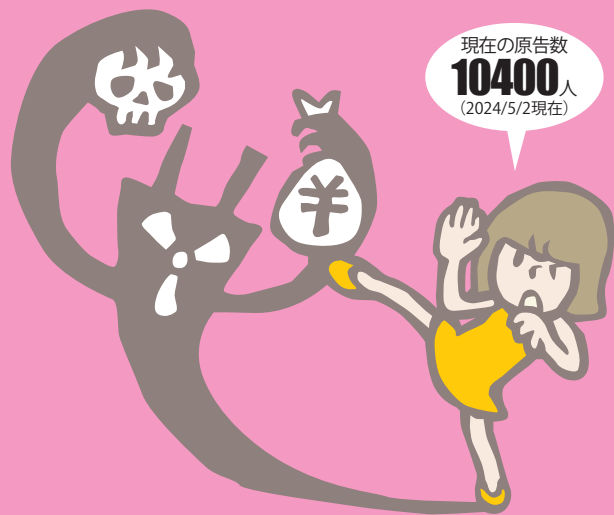
発行元

「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2024.June

Vol.46

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

原発なくそう!九州玄海訴訟の第46回口頭弁論は佐賀地方裁判所で開催されました。弁論の冒頭、元旦の能登半島地震で被災した石川県珠洲市在住の北野進さん(64歳)が原告を代表して意見陳述をしました。北野さんは1975(昭和50)年建設計画

が明らかになった珠洲原発の建設阻止の運動に住民ともに取り組み、2003(平成15)年に建設を断念させたこと、もし建設を断念させていなかったら今回の地震による大地の隆起等で深刻な原発事故が発生していた可能性があったことや、能登半島志賀町にある志賀原発は今回の地震で事故時の避難が不可能なことや原発建設時判明していなかった活断層が見つかり、とても危険な原発になっているので、早急に廃炉にすべきである事などを陳述されました。

北野さんの意見陳述は、玄海原発の地元玄海町が原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場の文献調査の受け入れを認めた状況や今の岸田内閣が推し進めている原発の延命と再稼働が許されないことを明らかにしたもので、本件訴訟の意義を改めて確認させるものでした。

第46回
口頭弁論

東島弁護士の
ココがポイント!



今回、原告側は準備書面109~112を提出しました。うち110では、本年1月1日の能登半島地震の被害から見ても、地震等での原発事故では避難が不可能であると主張しました。同地震では多数の家屋倒壊、主要な避難道路11のうち7ルートで通行止め、多数の孤立集落の発生等で避難が不可能なことが実証されたのです。111では、同地震では原発敷地内で基準地震動を超えたこと、断層の運動を事前には最長96kmとしていたところ、実際150kmの運動となったことなど、地震の予測ができていないこと

等を主張しました。112では、他の訴訟での巽好幸氏(神戸大学名誉教授)の意見書等に基づき、玄海原発で問題となる阿蘇カルデラでの巨大噴火の危険はないとする九電の主張は理由がないことを主張しました。例えば九電は地上からの探査で多量のマグマは存在しないとの主張をしていますが、破局的噴火の危険がある10km以深の位置の半固体状のマグマの探査は極めて困難で、存在しないわけではないことなどです。

他方、国は、準備書面23で、汚染水の発生機序に沿った対策をしていないとの原告の主張に対し、新規規制基準では設備・手順とも基準に適合していると反論しました。

目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント……………1
第46回意見陳述書(北野進さん)……………2-5

玄海町核のごみ文献調査……………6-7
原発も気候変動もない社会を目指して・今後の日程等……………8

意見陳述



北野進さん(「志賀原発を廃炉に!訴訟原告団」団長)

1 はじめに

私は、元日の能登半島地震で壊滅的被害を受けた石川県珠洲市に住んでいます。珠洲市にはかつて原子力発電所の建設計画がありました。まず、私と珠洲原発との関りについて述べさせていただきます。

珠洲原発の計画が浮上したのは1975年のこと。市議会が原発誘致に向けて国や県に調査を要望したことから始まります。私は珠洲市の隣の能登町の生まれですが、当時、珠洲市内の高校に通っていました。身の丈に合わない大きな夢物語としていずれ消えていけようかと軽く受け流していたことを思い出します。

原発誘致の大義名分は過疎対策です。大学時代、周囲の影響もあり原発に関心を持ち始めた私は、「原発を誘致しなくても珠洲に帰れる、暮らしていけるんだ」ということをささやかながらも実践していきたいと考え、4年間のサラリーマン生活を経た後、無農薬農業を学び1988年に珠洲市に移り住みました。

その年の暮れ、珠洲市の誘致の声に応え、関西電力が原発建設のための立地可能性調査を行うと表明しました。夢物語ではなく現実の危機として浮上したのです。翌1989年春に予定されていた珠洲市長選は調査受入の是非が争点として浮上しました。ここで珠洲原発白紙撤回を掲げ私が立候補することになり、人生が一変することになります。当時29歳でした。

その後、私は1991年から石川県議会議員を3期務めるなど反対運動の中心メンバーの一人として

活動し、現在は2012年に提訴した志賀原発の運転差し止め訴訟の原告団長として活動しています。

2 珠洲原発予定地のいま

急激に過疎化が進む珠洲市にとって原発誘致は「過疎脱却の切り札」でした。ところが市議会が調査の要望を上げるや、間髪入れず関西電力は珠洲原発1000万kW構想」を明らかにしたのです。過疎地の振興策を超えた次元の動きが水面下であったことは間違いありません。1984年から関西電力と中部電力、そして北陸電力の3社による共同開発として立地に向けた動きが具体化します。珠洲原発に反対する私たちは、地域を二分する激しい戦いの末、2003年に計画の撤回に追い込みました。

珠洲原発の予定地は2か所ありました。一つは関西電力の予定地・高屋、もう一つは中部電力の予定地・寺家です。



まず能登半島地震前後の寺家、高屋の様子を紹介したいと思います。

これは地震前の寺家の様子です。写真右側の入り江の奥が炉心予定地です。

そこではいま1メートル近い隆起が確認でき、岩場



が大きく広がっています。

こちらは高屋です。

1989年に立地可能性調査が強行され、私たちが30日間にわたって阻止行動を展開した区域の前の海岸はまるで別世界です。電力会社の想定をはるかに超える2メートル程度の隆起が確認できます。珠洲原発があったなら、どこから破壊が始まってもし思議ではありません。

ちなみに志賀原発は20センチの隆

起、玄海原発は2センチの隆起を想定しているとのこと。

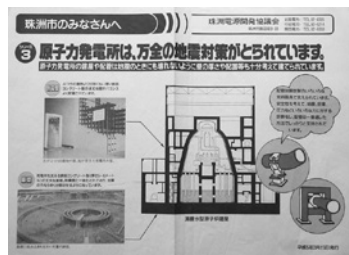
もし寺家や高屋に原発が立地されていたならば、そして1000万キロワットの巨大原発基地となっていたならば、珠洲どころか北陸一帯が高濃度の汚染区域、さらに風向きによっては西日本、あるいは東日本へと放射能は拡散したのではないのでしょうか。

「珠洲に原発がなくてよかった」

そんな声が全国から寄せられています。裁判官の皆様もそんな思いは共有していただけるのではないのでしょうか。

3 珠洲原発と地震問題

珠洲原発28年余りの歴史の中、原発と地震の関係も大きな争点となりました。



私たちは1993年春、計画の白紙撤回か、立地可能性調査再開か、珠洲原発の行方を左右する市長選挙を迎えます。私たちが反対派候補の擁立を発表した6日後、能登半島沖地震が起こりました。当時、珠洲市内には震度計はありませんでしたが、甚大な被害が珠洲市に集中し、震度6弱から6強

に近い揺れがあったと思われます。地震に対する安全性が市長選の争点へと一気に浮上しました。

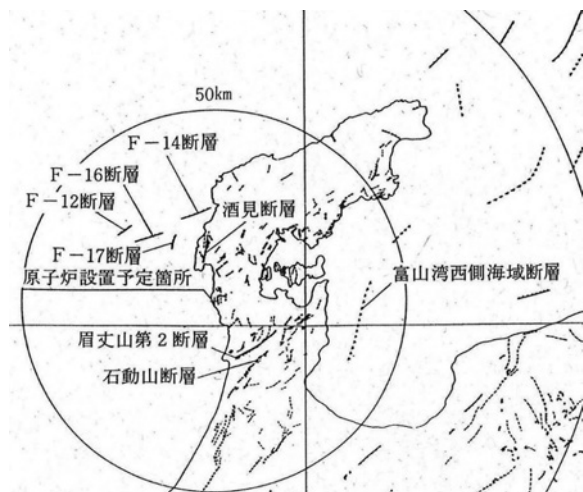
私たちは当然ながら、こんな大きな地震が起こるところに原発建設などとてもないと主張します。一方、電力会社やその背後で後押しをする国や石川県、珠洲市はどのような対応をしたと思われるのでしょうか。市民の不安払拭のため、慎重に活断層調査をする、それまでは計画を凍結する、これが常識的な対応だと私は思いますが、そんな動きなど一切ありません。

今では到底配れないようなチラシを大量に市内全域に配布し、さらに講演会や視察旅行なども合わせて安全キャンペーンを大々的に展開したのです。

電力会社や国などの安全軽視の体質が露骨に現れた選挙戦でしたが、もう一つ問題点を指摘しておきたいと思います。

この市長選が行われた年の7月、志賀原発1号機が営業運転を開始しますが、右図は設置許可申請書に添付されている能登の活断層図です。当時の活断層研究の集大成と言われる活断層研究会編集

の「日本の活断層」をベースにしています。



珠洲の沖合はじめ能登半島周辺には大きな活断層はありません。これが当時の電力会社の知見であり地震学の知見です。ちなみに玄海原発3、4号機の設置許可はこれより早く1984年とのこと。

この市長選挙の顛末も紹介します。大激戦、大変な圧力選挙の中、結果は私たちの敗戦でした。ところが投票者数と投票総数が16票合わないことに端を発し、私たちのたたかいは不正選挙糾明のたたかいへと移っていきます。高裁の無効判決に続き、最高裁も「選挙全般にわたり疑いを抱かざるをえない」と述べ、選挙無効が確定しました。原発立地は民主主義の根幹である選挙までも歪めてしまいます。大なり小なり昭和の時代の原発立地に共通する動きだと私は捉えています。

4 志賀原発は止まっていてよかった

能登半島の中ほど、今回の地震では震度7を記録した志賀町には志賀原発があります。幸い1、2号機とも2011年から停止中で大事には至りませんでした。敷地内は79か所もの損傷が確認され、施設にも数多くのトラブルがありました。「迅速・正確」な北陸電力の情報発信のお粗末さにも批判が集中しました

もし原発が稼働していたらと不安を感じるのは

私だけではないでしょう。今回は13年間止まっていたことによるラッキーケースにすぎません。

5 能登半島地震の教訓 —地震予測の限界—

珠洲市では3年前から群発地震が続き、専門家の見通しに市民は翻弄されてきました。私は今回の地震後、「この地震で一連の地震活動は終わるのだろうか。次なる大地震へのカウントダウンの始まりではないか」という不安を抱いています。

私の不安の根拠は北陸電力が志賀2号機の適合性審査にあたって原子力規制委員会に提出している資料にあります。先ほど紹介した通り、立地当時ほぼ真っ白に近かった志賀原発周辺、能登半島周辺はいまや大地震を引き起こす活断層だらけだと北陸電力も認めています。また、北陸電力は否定していますが、これらの断層が連動すればさらに大きな地震を引き起こすこととなります。隆起も心配です。志賀原発は次なる大地震に耐えられるとは思えません。

活断層を把握する知見がない中で推し進められた原発立地も恐怖ですが、大地震を引き起こす可能性のある活断層が次々と見つかって廃炉にしない原子力政策も恐怖です。



北陸電力や原子力規制委員会の評価を大きく超える150キロの断層が動き、内陸型地震としては過去最大規模とされる能登半島地震は、地震学にたくさんの新たな知見をもたらすだろうと思います。これから先も、予想もしない場所で、予想もしない規模の地震が、考えてもいなかった起こり方をして、地震学は発展していくものと思います。それ自体

否定するものではありませんが、予知につながる理論を確立する見通しは立っていません。人類が生み出した最悪の危険物を扱う電力会社と審査にあたる原子力規制委員会、そして誰より裁判所は地震学の限界を認識すべきです。

6 能登半島地震の教訓 —避難計画の破綻

実効性ある避難計画の策定は、福島原発事故後、原発の安全を語る時に欠くことのできない条件となりました。原子力規制委員会は万全の重大事故対策をとったとしても大量の放射性物質の放出を想定した避難計画の策定が必要とし、原子力災害対策指針を策定し、自治体に原子力防災計画、避難計画の策定を求めています。

今回の地震の2つ目の教訓は避難計画の破綻、そしてその基となる原子力災害対策指針の破綻です。

能登地域を中心に8千棟を超える家屋が全壊。かろうじて立っている家も傾き隙間だらけ、あるいは戸や窓が外れ放射能は入り放題。屋内退避の意味はなく、そもそも余震が怖くて家には入れません。車中泊やビニールハウスで避難生活を余儀なくされた人も多くいます。

加えて道路は崩落、がけ崩れなどで通行不能です。これらは奥能登の地形特有の問題だとする意見も散見されますが、通行止めは至る所で発生します。家や電柱の倒壊、液状化に



よるマンホールの浮上、津波によるがれき、さらに橋の前後ではほとんど段差が生じます。20センチの段差があっても車は通れません。救急車すら走れない中、自家用車による脱出も、避難バスの到着も無理です。孤立集落の解消は1月19日のことでした。

5キロから30キロ圏は全面緊急事態で「まずは屋内退避」とされていますが到底できません。避難計画に記載されているすべての項目の破綻を個々に指摘する時間はありませんが、震度7の地震で、初動体制も含めてすべてが崩壊したと言っていいでしょう。志賀原発周辺の住民は、志賀原発が13年間停止していた幸運と、原発震災の恐怖をひしひしと感じることになりました。

原子力規制委員会の山中伸介委員長は、こうした事態に直面しても「原子力災害対策指針の基本的な考え方の見直しは考えていない」としています。多くの国民はその意図を見抜いています。見直しに踏み込めば玄海原発をはじめ稼働中の原発は停止に追い込まれます。そもそも原発震災を想定した避難計画など作れないのです。

7 司法こそ「安全神話」からの脱却を

能登半島地震で珠洲など奥能登は壊滅的被害を受けましたが「珠洲原発の計画中止」と「志賀原発の13年間停止」という二つの幸運で私たちは破局を免れました。一方、玄海原発は稼働しています。私たちは「大地震が玄海原発を襲いませんように」と幸運を祈らなければならないのでしょうか。東電福島第一原発事故の責任の一端は、間違いなく安全神話に立脚してきた司法にもあります。福島原発事故で安全神話が崩壊した後も、一部を除き司法はいまだに安全神話に囚われています。能登半島地震の教訓、すなわち地震学の限界、そして避難計画の全面破綻に真正面から向き合い、司法の責任を果たしていただくことを切に願います。



玄海町の核のごみ文献調査 受け入れに至る経緯

請願の趣旨では

今年1月から3月にかけて、地元の旅館組合、飲食業組合、建設業界がこぞって核のごみにともなう文献調査の受け入れを求めて、玄海町議会に対して請願をおこなった。

請願団体は雇用や収入減少の穴埋めの打開策として、また文献調査にともなう地元受注型の下請け事業に期待する見解を示している。

もっともらしい聞こえのいい理由として、「原発立地体の責務」、「最終処分場に関しては新たな産業振興策における選択肢の一つ」、「原発の安全性



玄海町議会議事堂

を確かめるためにも文献調査は必要」が述べられている。残念ながら、今もって原発依存から脱却できない体質が透けてみえるといわれても仕方あるまい。

わずか2時間の審議で強行された 玄海町原子力対策特別委員会

4月17日から審議が開始された。その間、経産省資源エネルギー庁やNUMOの担当者が参考人として呼ばれ、最終処分場の方法や文献調査の進

め方などの説明が行われた。

だが、日をおかない25日、玄海町原子力対策特別委員会が招集。反対派議員が町民理解の促進や請願団体の参考人招致を求め継続審議を要請したのに対し、委員長は「町民理解は十分進んでいる」としてこれを一方的に退ける場面があった。わずか審議に要した時間は2時間。この日、特別委員会での採決が強行され、賛成6、反対3で可決された。

当初は「原発立地体の責務」、「町会議員は住民から選ばれた代表」であるからして、町民の意見を聞くまでもなく事足りるという旨を口々にしながら息巻いていた推進派の議員たちも、時間の経過とともにこれらの表現を使わなくなり、波風立てないよう「最終処分は日本全体で取り組むべき重要な課題」、「文献調査は最終処分場に直結するものではない」との言い回しにかわっていったのである。

本会議ではヤジが飛ぶ

翌26日、本会議が開催された。前日の原子力対策特別委員会採決結果が報告され、その後、反対討論、賛成討論が繰り広げられた。「請願が提出されて審議された期間は短期間であり、とても議論がつくされたとは言い難い」と反対討論がなされた一方、「立地自治体の玄海町が文献調査に手をあげることで全国的な議論につながる」と賛成討論がおこなわれた。前日の特別委員会に続いて採

決がおこなわれ、ここでも賛成6、反対3で可決された。その瞬間、傍聴席からは一斉にヤジが飛び交い、会場は騒然とした空気に包まれた。議会採決後の脇山町長は、自身の表明は連休明けに持ち越すと述べるにとどめた。

全員協議会と脇山玄海町長の表明

5月10日、完全封鎖された全員協議会の終了後、脇山町長は記者会見の中で「これまで板挟み状態」、「苦渋の選択」と語りながらも、「核のごみ問題を全国的な議論に一石投じたい」として自ら文献調査の受け入れを表明。

記者団から「町民の理解は深まっているか」の問いかけについて、「ケーブルテレビで1日2回特別委員会の模様を放映している」、「町民説明会の予定はあるのか」の質問には「必要はない」との見解を示した。

だが、別の質問の答弁では、驚くべきことに脇山町長自ら「文献調査については詳しくは知らないが」と述べ、文献調査について熟慮してこなかった、悩みもしなかったことを自ら暴露したのである。

対照的な2人の首長

後日5月27日、脇山玄海町長は日本記者クラブの記者会見において、「本当は手を挙げたくなかった」との胸中を述べている。その理由に町議会との軋轢が生じかねないことや町づくりに支障をきたすというものであった。玄海町民ひとりひとりのことよりも町議会議員の顔色をうかがうことを優先したとも受け取れる。

対馬市の比田勝市長とは対照的に住民の代表者としての器の違いが鮮明に映し出されたのではないだろうか。

乾式貯蔵施設＋文献調査の持つ意味

地元の人の多くは、使用済み核燃料を早期に六ヶ所村に持って行ってもらえることを前提に原発を容認していたはずだ。しかし、六ヶ所村の稼働の見込みが立たず使用済み核燃料の乾式貯蔵施設を玄海町内に作ることを知事が承認しており、さらに今回の最終処分場選定の文献調査への名乗りを上げることで永久に玄海町内に置かれる布石となるのではないだろうか？

玄海町役場 核ごみ問題をめぐるおもな動き

- 2020年10月9日…………… 北海道寿都町、町長が町議会全員協議会をへて文献調査に応募。
北海道神恵内村、村長が臨時議会での請願採択後、国からの申し入れを受諾。
- 2023年9月12日…………… 対馬市議会、文献調査受け入れの請願を賛成10：反対8で可決。
9月27日…………… 比田勝対馬市長「合意形成が不十分 風評被害のおそれも」と調査を受け入れない表明。
- 2024年1月…………… 玄海町旅館組合（11旅館で構成）が文献調査受け入れの請願。
2月…………… 玄海町飲食業組合（組合員19人）が文献調査受け入れの請願。
3月…………… 玄海町防災対策協議会（建設業者ら）が文献調査受け入れの請願。
4月16日…………… 山口祥義佐賀県知事、文献調査を求める請願が提出されたことについて、
「新たな負担については受け入れる考えはない」と表明。
4月17日…………… 玄海町原子力対策特別委員会、核ごみ文献調査を審議開始。
4月25日…………… 玄海町原子力対策特別委員会、核ごみ文献調査受け入れの請願を賛成6：反対3で可決。
4月26日…………… 玄海町議会本会議、核ごみ文献調査受け入れの請願を賛成6：反対3で可決。
5月1日…………… 経産省幹部が脇山玄海町長と面会。
5月7日…………… 脇山玄海町長が上京し、伊藤経産大臣と面会。
5月10日…………… 脇山玄海町長、文献調査受け入れを表明（原発の立地自治体で文献調査の受け入れは全国初、受け入れ自治体としては3例目）。

原発も 気候変動もない 社会を目指して

気候変動×原発→気候正義



Fridays For Future Fukuokaで気候変動・地球温暖化に取り組む大学3年の高田陽平です。僕が伝えたいメッセージは、「自然エネルギー中心の安価な市民電力を、メガソーラーなどの乱開発をせずに推進する、1つのエネルギー市民運動」として結束しようということです。

私たちは気候正義という考えを大切にしています。英語のJusticeには、「公正な」とか「理にかなった」という意味があります。気候正義とは、不平等や格差の問題に目を向け、誰一人取り残すことのない気候危機の解決を目指す運動の実践です。

しかし今、脱炭素の名の下で原発の再稼働や自然破壊が起きています。政府は市民を分断しようとしています。反原発の運動には、地球温暖化はでっちあげだという人もいます。メガソーラーに反対する人には、森や海を壊すくらいなら、石炭や原発もやむなしという人も

います。そして、そもそも電気代が高すぎます！一般市民にとって「何でもいいからとにかく電気代を下げろ!」というのが本音ではないでしょうか。再エネが高いという誤解も、まかり通っています。

反原発、気候危機、自然環境保護、電力高騰・貧困の問題は互いにトレードオフ(利益相反)になりがちです。けれど、市民運動がいがみ合ったら、結局、漁夫の利で得るのは政府や既得権を持った大企業たちです。だからこそ、市民は今結束する必要があると思います！本当の意味での自然エネルギー100%の公正な社会を、大企業独占ではなく民主的に運営される市民電力を推進し、電気代を適正な価格にしましょう。

これまで私たちはそれぞれの社会問題ごとに運動をしてきました。しかし、今私たちの前には、戦争や社会の格差など、共通の課題があります。取り組んでいる問題は異なっても、ともに声をあげることはできます。なぜなら、私たちのいのちや将来を案じる想いは同じだからです。個々の運動を繋ぎ、継続していくことが、より良い未来を創る一歩になると信じています。

高田陽平(Fridays For Future Fukuoka, 九州大学3年生)



今後の日程



第48陣追加提訴のご案内

2024年 8月16日(金)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは8月9日(金)午前

第49陣追加提訴のご案内

2024年 12月26日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは12月20日(金)午前

第47回裁判のご案内

2024年 9月13日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

第48回裁判のご案内

2025年 1月31日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護士
発行責任者/長谷川照
発行日/2024年6月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123